

# 伊勢市公報

第382号  
令和3年10月5日  
火曜日

## 目次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	2
○ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市教育集会所条例等の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	23
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	25
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	27
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令	32
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	37
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市の一部の区域の下水処理事務の委託について	39
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	42
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	44
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	45
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	46

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第28号

### 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 本市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）により本市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例及び三重県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定により設置される本市の執行機関、水道事業管理者及び下水道事業管理者の権限を行う市長、病院事業管理者、消防本部（消防署を含む。）、市議会若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記

載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (11) 電子情報処理組織 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（情報システムの整備）

第3条 市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システム（以下「情報システム」という。）の計画的な整備に努めるものとする。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用す

る方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)



(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第10条 市長は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、市民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月11日から施行する。  
(伊勢市行政手続条例の一部改正)
- 2 伊勢市行政手続条例（平成17年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和3年9月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第29号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び出生応援休暇」に改める。

第15条第1項中「(以下)」を「(次項及び次条第1項において)」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(出生応援休暇)

第15条の3 出生応援休暇は、職員が不妊治療を受けるため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、連続する6月を超えない範囲内で指定する期間(次項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 出生応援休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 出生応援休暇については、給与条例第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条(見出しを含む。)中「及び介護時間」を「、介護時間及び出生応援休暇」に改める。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は出生応援休暇（当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は出生応援休暇（当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第30号

伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例

伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立北浜幼稚園の項から伊勢市立沼木幼稚園の項までを削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市教育集会所条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第31号

伊勢市教育集会所条例等の一部を改正する条例

(伊勢市教育集会所条例の一部改正)

第1条 伊勢市教育集会所条例(平成17年伊勢市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市小木教育集会所の項を削り、同表伊勢市朝熊教育集会所の項中「伊勢市朝熊町1656番地3」を「伊勢市朝熊町1677番地11」に改める。

第3条ただし書及び同条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、「(以下「教育委員会」という。)」を削り、同号を同条第4号とする。

第4条から第10条までを削る。

第11条第1項中「使用者その他」を削り、同条第2項を削り、同条を第4条とし、第12条を第5条とする。

(伊勢市地区集会所条例の一部改正)

第2条 伊勢市地区集会所条例(平成17年伊勢市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市朝熊地区集会所の項を削り、同表伊勢市大久保地区集会所の項中「伊勢市朝熊町2444番地1」を「伊勢市朝熊町2602番地7」に改める。

(伊勢市隣保館条例の一部改正)

第3条 伊勢市隣保館条例(平成17年伊勢市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市大久保市民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第32号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則（第53条）  
附則」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め  
る。

本則に次の1章を加える。

### 第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類す  
るもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄  
本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識  
することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この  
条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、  
当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気  
的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ  
る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提  
出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、  
当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教

育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの

記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるの

は「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第33号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。



伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 47 号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「1 万 6,000 円」を「1 万 2,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 8 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金に加算する額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金に加算する額については、なお従前の例による。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和3年9月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第48号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「以下」を「以下この条及び第23条第2項において」に改める。

第18条の3の次に次の見出し及び2条を加える。

(出生応援休暇)

第18条の4 条例第15条の3第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下この条において「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第5項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第2項、この項又は次項の規定により

指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第21条ただし書の規定により出生応援休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により出生応援休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第18条の5 出生応援休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする出生応援休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内の時間とする。

第21条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び出生応援休暇」に改め、同条中「又は介護時間」を「、介護時間又は出生応援休暇」に、「又は第15条の2第1項」を「、第15条の2第1項又は第15条の3第1項」に改める。

第23条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び出生応援休暇」に改め、同条第1項中「又は介護時間」を「、介護時間又は出生応援休暇」に改める。

第24条第1項ただし書中「介護休暇」の次に「又は出生応援休暇」を

加え、同条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間又は出生応援休暇」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び介護時間」を「、介護時間及び出生応援休暇」に改める。

第16条第1項中「条例第15条第1項に」を「同条第1項に」に改める。

第17条第1項後段中「条例第15条の2第2項」を「同項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出生応援休暇)

第17条の2 条例第15条の3第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（この項において準用する同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規則第18条の4第1項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して12月を経過する日までに、その任期が更新される場合における当該更新後の任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の出生応援休暇について準用する。

2 出生応援休暇は、無給の休暇とする。

(伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの

防止等に関する規則（平成29年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号コ中「ケ」を「コ」に改め、同号中コをサとし、ウからケまでをエからコまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の3第1項に規定する出生応援休暇

第2条第3号エ中「伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

（伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第4条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 勤務時間条例第16条の規定による出生応援休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月29日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市訓令第 8 号

伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令

伊勢市職員服務規程（平成 17 年伊勢市訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 8 項中「様式第 3 号の 2）により」の次に「、条例第 15 条の 3 に規定する出生応援休暇を取得しようとするときは休暇簿（出生応援休暇用）（様式第 3 号の 3）により」を加える。

様式第 3 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

休 暇 簿  
(出生応援休暇用)

所 属  
職 名  
職員番号  
氏 名

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定					
※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本人の確認	部長	課長	期 間
年 月 日から 年 月 日まで					月 日
備考					

(※印の欄は、職員が記入する。)

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮					
※ 延長・短縮後の末日	※ 申出日	※ 本人の確認	部長	課長	延長・短縮後の期間
( 年 月 日から) 年 月 日まで					月 日
( 年 月 日から) 年 月 日まで					月 日
備考					

(※印の欄は、職員が記入する。)

出生応援休暇の請求・承認								
課長	※ 請求の期間				※ 請求年月日	※ 本人の 確認	承認の 可否	備考
	年 月 日	時 分	時 分	日・時間数				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				
	年 月 日から	毎 日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
	年 月 日まで	その他( )	時 分～ 時 分	時				

(※印の欄は、職員が記入する。)

附 則

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月22日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

## 伊勢市病院事業管理規程第8号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表防犯相談員の項中「21」を「29」に、「29」を「37」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次の規約により伊勢市の一部の区域の下水処理の事務を玉城町に委託しましたので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示します。

令和3年9月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市と玉城町との間における下水処理の事務の委託に関する規約  
(委託事務の範囲)

第1条 伊勢市は、伊勢市公共下水道事業に関する事務のうち伊勢市の一部の区域（以下「対象区域」という。）の汚水を玉城町の下水道施設を経由して宮川流域下水道幹線管渠<sup>きよ</sup>に流入させることに伴う下水の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を玉城町に委託する。

2 対象区域は、別図に示す区域とする。

(管理及び執行の方法)

第2条 玉城町は、委託事務を下水道法（昭和33年法律第79号）等の法令及び玉城町の条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行する。

2 伊勢市長は、委託事務の管理及び執行に必要な情報を玉城町長に通知するものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊勢市が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する負担金の額及び納付の時期は、伊勢市長と玉城町長が協議して定める。

3 前2項に定めるもののほか、負担金に関し必要な事項は、伊勢市長と玉城町長が協議して定める。

(収入及び支出の経理)

第4条 玉城町長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしておくものとし、毎年度終了後速やかに精算を行い、その明細を伊勢市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 伊勢市及び玉城町は、委託事務の管理及び執行に関し必要があるときは、随時に連絡会議を開くものとする。

(補則)

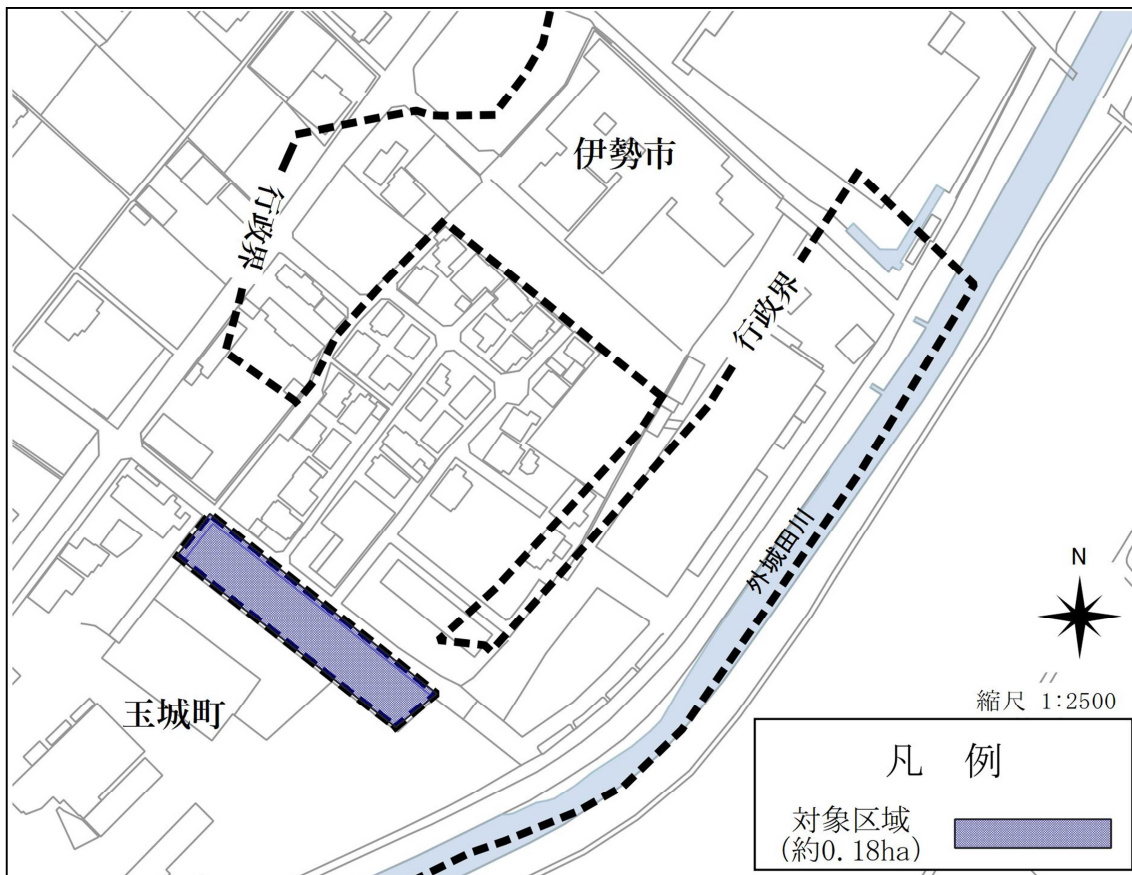
第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、伊勢市長と玉城町長が協議して定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。



別図（第1条関係）



伊勢市告示第 150 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 3 年 9 月 9 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	5 台
〃	〃	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	10 台
〃	令和 3 年 9 月 9 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	6 台
〃	〃	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	3 台
〃	令和 3 年 9 月 9 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	9 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
計			34 台

## 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

## 3 保管期間

告示の日から60日間

## 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

## 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第 14 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 3 年 9 月 22 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和 3 年 9 月 27 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第 55 号 奨学生の決定について
  - 議案第 56 号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の制定について
  - 議案第 57 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について

## 伊勢市上下水道事業告示第 24 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 3 年 9 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 3 年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
小俣町宮前の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
425	五十嵐設備	津市河芸町上野 3339 番地 37	令和 3 年 9 月 13 日